



平成 29 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 O S G コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 溝端 雅敏
(コード：6757 東証 J A S D A Q)
問合せ先 財務経理担当取締役 藤沢 和一
(TEL. 06-6357-0101)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 3 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成 29 年 4 月 27 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

議決権を有する監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）を置くことで、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成 29 年 4 月 27 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただくことを条件として、同日付けで、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規程・基準の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規程・基準の削除等の変更を行うものであります。

- ② 併せて、同改正法により会社法第 427 条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 29 年 4 月 27 日 (木曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 29 年 4 月 27 日 (木曜日)

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削 除)3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(新 設)

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役、顧問)

第24条 (条文省略)

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役、顧問)

第24条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議) 第 27 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 29 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(報酬等) 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>
---	--

<p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれ</p>	<p><u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
---	--

<p>を行う。</p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第41条 監査役会に関しては、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、召集の</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第35条 監査等委員会に関しては、法令又は本定</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>款のほか、監査等委員会において定める監査等</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>委員会規程による。</u></p>

第6章 会計監査人

第42条 (条文省略)

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第44条～第47条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

第6章 会計監査人

第36条 (現行どおり)

(報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第38条～第41条 (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第47期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。